

# 知的財産関連ニュース報道(韓国版)

## <2013年7月>

アンダーソン・毛利・友常法律事務所

韓国弁理士 金 成鎬

7月には、特に韓国特許庁を含む政府の政策や組織改編に関する記事が多くなった。7月には、韓国特許庁が毎年発表する知的財産統計年譜の発表があった月でもある。なお、韓国政府系の資本が韓国内の知的財産専門会社に入ったことが話題になった。

2日付電子新聞によると、韓国特許庁は、先端融合・複合技術環境に合わせた開放型審査組織に改編することを骨子とした「組織改編」案を設け、9月に本格施行する。1977年開庁後、最初に行われる大規模な組織改編である。特許庁の今回の試みは、現在の組織体系を実質的に取り除き機能的に再編するものであり、機関内外から注目を集めている。組織改編の特徴は、特許庁の機能である特許審査組織の仕切りをすべてなくし、先端融合・複合技術環境に対応できる開放型審査組織に再編する点である。産業別の階層構造(基盤産業、主力産業、成長産業)に基づいて局を編成し、専門性をもとに、産業界と連携することができる技術分野別に課を構成するなど、技術融合化の傾向に対応するため、柔軟な組織に編成した。現審査組織は、1977年特許庁開庁と共に伝統的な産業中心の技術の形態で組織されたが、これまでの技術トレンドの変化を反映していないまま30年以上維持されて効率的な審査の障壁になってきた。まず、現在の審査機能を担っている機械金属建設審査局、化学生命工学審査局、電気電子審査局、情報通信審査局など4局体制がすべて消える。代わりに特許審査企画局、特許審査1局、特許審査2局、特許審査3局に再編される。特許審査企画局が、審査企画調整・融合技術間の審査基準総括・調整、IT融合などの技術融合化が加速している分野の技術審査を担う。特許審査1局は、部品・素材・材料などの基盤技術審査を、特許審査2局と特許審査3局はそれぞれ韓国の主力産業、成長及び将来の有望産業関連の技術審査を担当することになる。

2日付デジタルタイムスによると、韓国特許庁が発表した2012年の知的財産統計年報によると、2012年の特許、商標、デザインなど知的財産権の

活動が前年に比べて活気を帯びたことが分かった。2012年出願された知的財産権の件数は39万6996件で、前年より7.0%増加した。知的財産権の登録件数も14.0%増の24万3869件を記録した。知的財産活動が昨年に比べて活発化したことを見ると示す結果である。権利別の出願状況を見ると、特許が18万8915件、実用新案1万2424件、意匠6万3135件、商標12万2522件と、前年に比べてそれぞれ5.6%、4.8%、11.7%、7.0%増加した。出願人国別では、韓国人は33万9863件(85.6%)、外国人5万7133件(14.4%)を占めた中、外国人の中では日本国が最も多く1万6004件を記録し、米国(1万1346件)、ドイツ(3696件)、フランス(1813件)、スイス(1084件)などの順だった。産業部門別の出願件数は、化学(1万9753件)、一般機械(1万7907件)、コンピュータ・情報管理(1万2123件)、半導体(1万1947件)などの順だった。知的財産統計年報は、韓国特許庁のホームページ([www.kipo.go.kr](http://www.kipo.go.kr))からダウンロードして見ることができる。

17日付電子新聞によると、韓国産業通商資源部傘下の準政府機関、韓国産業技術振興院(KIAT)が韓国の知的財産(IP)の専門会社インテレクチュアル・ディスカバリー(以下ID)に100億ウォンを投資し、IDにすでに投資したサムスン系列社と同じ持分18%で共同筆頭株主になった。IDは、IPを活用した創意資本の産業を活性化するために、2010年7月に設立された韓国内初のIP専門企業である。旧韓国知識経済部が設立を支援し、サムスン電子、ポスコ、SKハイニックスなど韓国企業が共同出資した。IP専門家の中では、今後関連の紛争時に海外の企業や特許管理専門会社(NPE)が韓国政府を提訴することができる余地が生じると懸念する声もある。KIATが準政府機関であるだけに、民間の国際貿易への政府の介入が違法と評価されるということである。IP業界関係者は、「NPEが特許侵害訴訟を進行するときに、IDの持分に政府資金が投入されていることを世界貿易機関(WTO)に公正取引違反に提訴する可能性がある」とし、「民間企業の紛

争に政府が介入した形であらわれる恐れがある」と指摘した。18日付共感コリアによると、韓国産業通商資源部は17日、「産業技術振興院がインテレクチュアル・ディスカバリー(ID)社株式投資においてWTO違反の可能性を総合的に検討し、法律的に違反がないことを確認した」と明らかにした。韓国産

業通商資源部は当日付け電子新聞の記事で、「特許管理専門会社(NPE)が特許侵害訴訟を進行するときに、IDの持分に政府資金が投入されていることに対し世界貿易機関(WTO)に公正取引違反に提訴する可能性がある」と報道した内容について、このように解説した。

### 《訴訟関係》

- ▲2日毎日経済新聞などが優良中堅・中小企業851社を対象に去る5月末基準で特許紛争現況を調査した結果、274社(32.2%)が特許訴訟にまきこまれた経験があるか、現在訴訟中であることが明らかになった。(3日 毎経)
- ▲世界メモリー半導体市場1,2位の企業であるサムスン電子とSKハイニックスが3日、半導体特許に対する包括的特許クロスライセンス契約を締結した。今回の契約は、去る2010年から推進してきたことと知られている(4日 東亞)
- ▲10日、特許専門ブログによれば、サムスン電子は去る8日、アップルと特許訴訟を繰り広げている米国カリフォルニア州連邦北部地方裁判所に、バウンスバック特許と関連して別に新しい裁判を開いてほしいと要請した。バウンスバック特許は、アップルが該当裁判所でサムスン電子を相手に提起した1次特許訴訟の核心技術の中の一つで、1次訴訟で裁判所はサムスンがアップルの該当特許技術を侵害したと判決したことがある。サムスン電子の今回の裁判申請は、賠償金の金額を減らすための目的と見られる。(11日 朝ビ)
- ▲携帯電話初声検索技術を開発した現職サムスン電子首席研究員のアン某氏が、サムスン電子を相手に2件の特許を譲渡した代価をくれといって出した訴訟で、ソウル中央地方裁判所は18日、「アン氏が開発した一番目の技術は、1992年に公開された関連特許をもとに、簡単に発明することができ補償する必要はない」とし、「二番目の技術は、競合他社も独自に開発しただけに貢献度がそれほど大きくなく、現在、サムスン電子が、その技術を使ってもいない」とし補償金の額を1100万ウォンだけを認めた。(19日 東亞)
- ▲米国通信会社ベライゾンのレンダル副会長は23日(現地時間)、ウォールストリートジャーナルの寄稿文にて、ITCの輸入禁止勧告に対する大統領介入を促しながら、特許権保有者が技術を使用しない時、特許権保有者がすでに特許権使用を許可した時、部品に対する特許権侵害が全体生産品に重要な影響を及ぼさない時などが大統領拒否権を行使できる場合だと挙げた。(26日 フア)
- ▲29日、知的財産権専門ブログであるフォース・パテンツによれば、米国特許庁は昨年12月にアップルの「ピンチトゥーム(Pinch to Zoom)」特許に対し暫定無効判決を下してから7ヶ月ぶりに当該特許が無効と確定した。今回の判定で来る11月のサムスン電子のアップル特許侵害に伴う最終賠償額を決定する裁判にてサムスンが有利な立場に立つことになる。(30日 東亞)

### 《立法》

- ▲韓国の民主党議員は、弁護士に限定された特許侵害訴訟代理業務を弁理士もできるようにし、また弁護士の場合、弁理士研修課程を経るようにするという弁理士法改正案を発議したと4日明らかにした。(5日 京畿)

### 《行政》

- ▲韓国特許庁が開庁以来36年ぶりに初めて大規模な組織改編を断行する。現在、8局体制のうち産業財政策局、商標意匠審査局を除いて6局が全て整備される計画で、特許審査組織の仕切りを無くして先端融・複合技術環境に対応できる開放型審査組織に再編するというのが特徴。(2日 電子)
- ▲1日、韓国特許庁が発表した「2012年知識財産統計年譜」によれば、昨年出願された知的財産権件数は39万7千件余りで前年より7%増加し、登録件数は14%増加の24万4千件余りを記録した。(2日)

デジ)

▲韓国特許庁は、18日から「意匠公示証明制度」を施行すると明らかにした。意匠公示証明制度は、意匠出願以前に自身の意匠創作物を他人が模倣できないように創作事実(創作者、時期)を証明してくれる制度として、韓国意匠振興院のシステム([www.publish.kidp.or.kr](http://www.publish.kidp.or.kr))で申請書を受付すれば、簡単な審査などを経て申請後3~5日で認証を受けることができる。(18日 ソ新)

### 《その他》

▲創造的な国家の未来の技術育成のために、サムスンが今年から10年間で1兆5千億ウォンを演出して・基礎科学・素材技術・ICT融合の3大未来技術の育成に乗り出すことを目的に、6月に発足予定であったサムスン未来技術育成財団が、サムスンと未来創造科学部の異見で設立が遅れている。争点となる部分は、無償通常実施権と優先買収交渉権。これは、サムスンが財団を設立しながら政府に要請した二つの事項で、課題を通じた研究開発成果(知識財産)をサムスンは無償で利用できるようにしてくれということ(無償通常実施権)と、開発された特許を開発者が販売する時にサムスンにまず購入する権利(優先買収交渉権)をくれということ。これに対して未来部は、無償通常実施権は認定が不可であり、優先買収交渉権は容認を検討することができるという見解である。(11日 電子)

▲韓国特許庁によれば、サムスン電子は、特許専門会社(NPE)のインターネットに2009年から2011年まで4億ドルのロイヤリティーを支払い、LG電子は2億8500万ドルを支払った。この会社は、2010年総額2億3800万ドルの利益を上げたが、この中の44.5%が韓国企業を通じたもの。(15日 朝鮮)

▲韓国産業通商資源部傘下の準政府機関、韓国産業技術振興院(KIAT)が国内の知的財産(IP)の専門会社インテレクチュアル・ディスカバリー(以下ID)に100億ウォンを投資し、IDにすでに投資したサムスン系列会社と共に共同筆頭株主になった。IP専門家の中では、今後関連の紛争時に海外の企業や特許管理専門会社(NPE)が韓国政府を提訴することができる余地が生じると懸念する声もある。KIATが準政府機関であるだけに、民間の国際貿易への政府の介入が違法と評価されるということである。(17日 電子)

▲韓国産業通商資源部は17日、「産業技術振興院がインテレクチュアル・ディスカバリー(ID)社株式投資においてWTO違反の可能性を総合的に検討し、法律的に違反がないことを確認した」と明らかにした。韓国産業通商資源部は当日付け電子新聞の記事で、「特許管理専門会社(NPE)が特許侵害訴訟を進行するときに、IDの持分に政府資金が投入されていることに対し世界貿易機関(WTO)に公正取引違反に提訴する可能性がある」と報道した内容について、このように解説した。(18日 共コ)

▲25日、韓国産業銀行によれば、去る3月以降現在まで中小・中堅企業が合計200件余りの知財権担保貸出の相談申請および申込書を提出した。貸出し規模が企業当たり最高20億ウォンにもなる上に、知財権だけで貸出しを受けることができるという点で、早々に人気集めが予見された中で、最も多く申請した業種は情報通信(IT)分野である。(26日 電子)

※媒体の正式名称(発行社)。

朝鮮:朝鮮日報(朝鮮日報社)、東亞:東亜日報(東亜日報社)、中央:中央日報(中央日報社)、韓国:韓国日報(韓国日報社)、国民:国民日報(国民日報社)、世界:世界日報(世界日報社)、文化:文化日報(文化日報社)、明日:明日新聞(明日新聞)、ソ新:ソウル新聞(ソウル新聞)、ソ経:ソウル経済新聞(ソウル経済新聞)、ヘラ:ヘラルド経済(ヘラルド)、ア経:アジア経済新聞(アジア・メディア・グループ)、毎経:毎日経済(毎日経済新聞社)、韓経:韓国経済新聞(韓国経済新聞社)、電子:電子新聞(電子新聞社)、デジ:デジタルタイムス(文化日報社)、ファ:ファイナンシャルニュース(ファイナンシャルニュース新聞社)、朝ビ:朝鮮ビズ(朝鮮経済社)、ニュ:ニューシス(ニューシス社)、ニュ1:ニュース1(ニュース1社)、イー:イーデイリー(イーデイリー社)、イト:イトゥディ(イトゥディ社)、マネ:マネートウディ(マネートウディ社)、アイ:アイニュース24(アイニュース24社)、法律:法律新聞(法律新聞社)、メバ:メディパナニュース(メディパナニュース社)、京畿:京畿新聞(韓国文化体育観光部)、共コ:共感コリア(韓国文化体育観光部)